

課題番号：28-2

研究課題名：薬物使用障害の病因・病態・治療反応性に関する多面的研究

主任研究者：松本俊彦（NCNP 精神保健研究所薬物依存研究部部長）

分担研究者：松本俊彦，成瀬暢也，嶋根卓也，近藤あゆみ，船田大輔

1. 研究目的

本研究の目的は3つある。第1に、精神科医療現場で遭遇する薬物使用障害患者の病態を、発症の背景要因、併存障害の影響、心理社会的な罹患脆弱性、乱用薬物の選択、ならびに症候学的特徴・重症度に与える影響、治療転帰などといった多面的視点から検討することである。第2に、わが国ではまだ十分なデータ集積がなされていない、薬物使用障害患者の治療転帰と良好/不良な転帰に影響を与える要因を明らかにすることである。そして最後に、上述の結果を踏まえて、薬物使用障害患者の個別的な病態に応じテイラーメイドの治療を開発にあたっての基礎的データを集積することである。

2. 研究方法

上記目的を達成するために、我々は、薬物依存症専門外来、薬物依存症専門病棟、司法精神医療病棟、HIV/AIDS 診療拠点病院外来をフィールドとする5つの分担課題で研究活動を展開した。

- 松本俊彦（全国の一般精神科医療施設）「薬物使用障害患者における併存障害と依存症罹患脆弱性に関する研究」
- 成瀬暢也（薬物依存症専門病棟）「薬物使用障害患者に対する入院治療プログラムの効果と治療転帰に与える要因に関する研究」
- 嶋根卓也（HIV/AIDS 診療拠点病院外来）「HIV 陽性者における薬物使用障害罹患脆弱性の要因とその支援に関する研究」
- 近藤あゆみ（薬物依存症専門外来）「薬物使用障害患者の外来治療プログラムの効果と治療転帰に与える要因に関する研究」
- 船田大輔（司法精神医療病棟）「薬物使用障害を併存する触法精神障害患者の病態に関する研究」

なお、すべての研究は国立精神・神経医療研究センターおよび調査実施施設の倫理委員会の承認を得て実施された。

3. 研究結果と考察

3年間の研究班活動から以下の5点が明らかになった。第1に、精神障害の存在は、薬物使用障害に対する罹患脆弱性を準備するとともに、比較的軽度な薬物使用でも医学的状態の悪化と社会的問題による事例化を呈する可能性があること、第2に、罹患する精神障害と選択される乱用薬物のあいだには一定の傾向が認められ、そこには一種の自己治療的な意図が存在する可能性があること、第3に、精神障害の併存は薬物使用障害を難治化させる要因となる可能性があること、第4に、HIV感染者の大半はLGBTという性的志向を持つ者であり、その集団は薬物使用ハイリスク群であること、そして最後に、薬物使用障害の重症度がHIV感染症治療を阻害する可能性があり、HIV感染症の治療に際しては薬物使用障害の評価は必須であることである。

4. 結論

本研究より、薬物使用障害の治療は、単に薬物使用に関する問題に特化した介入にとどまるべきではなく、併存する精神障害や感染症を視野に入れた包括的な治療を心がける必要があると考えられた。さらにその際、既存の定型的な治療プログラムに固執することなく、患者が抱える問題とニーズとを考慮しつつ、治療の継続性を最優先した、テイラーメイドの治療を提供することが必要と考えられた。

5. 研究発表

論文 英文 5本 日本語 47本
口頭発表 国外 11 国内 32本

- 1) 近藤あゆみ，佐藤嘉孝，松本俊彦：薬物依存症外来治療プログラム「STEM」の有効性評価．日本アルコール・薬物医学会雑誌 51(1)：26-37，2016.

- 2) 近藤あゆみ, 栗坪千明, 白川雄一郎, 松本俊彦: 民間依存症回復支援 DARC 利用者を対象とした認知行動療法 SMARPP の有効性評価, 日本アルコール・薬物医学会雑誌, 51 (6), 414-424, 2016.
- 3) 大曲めぐみ, 嶋根卓也, 松本俊彦: 日本の刑事施設における薬物依存離脱指導の評価方法についての文献レビュー. 日本アルコール・薬物医学会雑誌 51(5): 335-347, 2016.
- 4) Tanibuchi Y, Matsumoto T, Funada D, Shimane T: The influence of tightening regulations on patients with new psychoactive substance-related disorders in Japan. Neuropsychopharmacol Rep. 2018 Oct 19. doi: 10.1002/npr2.12035.
- 5) 嶋根卓也, 今村顕史, 池田和子, 山本政弘, 辻麻理子, 長与由紀子, 松本俊彦: 薬物使用経験のある HIV 陽性者において危険ドラッグ使用が服薬アドヒアランスに与える影響、日本エイズ学会雑誌 20(1): 32-40, 2018.

における薬物依存症者に対する偏見を増強している。そのようななかで、本研究で得られた知見を広く啓発することで偏見の是正にも活用できると考えられる。

3) 行政的意義について

現在、刑の一部執行猶予制度ならびに再犯防止推進法施行され、わが国では、刑務所を出所した薬物依存症者の地域支援は喫緊の課題であり、再犯防止に向けての支援計画策定は国および自治体の努力義務となっている。本研究班の成果は、そのようなわが国の行政的ミッションにも大いに貢献するものと考えられる。

4) その他特記すべき事項について とくになし

6. 知的所有権の取得状況

なし

7. 自己評価

1) 達成度について

当初計画した研究の大半を遂行することができたが、得られた知見に基づいた具体的な治療プログラム開発については、次期研究班に持ち越された。

2) 学術的、国際的、社会的意義について

国内には類似の研究はなく、その意味でわが国にとっては薬物依存症者の理解と治療にあたって、いわばブレークスルーとなりうる知見が得られたといえる。そして、覚せい剤を主たる乱用薬物とする我が国の状況は、国際的に見ても希少な状況にあり、わが国における知見は国際的には、重要であると考えられる。

また、著名人の薬物事件などが報道されるたびに、薬物問題を起こした人を一方的には非難する報道が多く、これが一般国民はもとより医療者に